

3 医安第520号  
令和3年6月21日

関係団体の長様

愛知県保健医療局長  
( 公 印 省 略 )

「まん延防止等重点措置」適用にあたり「県民・事業者へのメッセージ」  
及び「愛知県まん延防止等重点措置」の発出について（通知）

国において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項に基づき、愛知県  
始め7都道府県に対し、「まん延防止等重点措置」が適用されたことを受け、「県民・事業者  
へのメッセージ」を発出するとともに、国の基本的対処方針に基づき、本県として講じる対  
策として、「愛知県まん延防止等重点措置」の実施を決定しましたので通知します。

重点措置を講じるべき対象区域については、人口10万人あたりの新規陽性者数の1週間合  
計人数\*がステージⅢ以上の14市町とします。（詳細は別紙のとおり）なお、対象区域の見直  
しについては、今後、感染状況を踏まえて総合的に判断します。

つきましては、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、引き続き、感染防止対策に  
御協力をよろしくお願い申し上げます。

※ 緊急事態宣言が延長された6月1日から16日分を合計し1週間あたりに換算した人数

<県WEBページ掲載箇所>

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

担 当 生活衛生部医薬安全課

薬事グループ

毒劇物・麻薬・血液グループ

監視グループ

生産グループ

電 話 052-954-6303 (ダイヤルイン)

052-954-6305 (ダイヤルイン)

052-954-6344 (ダイヤルイン)

052-954-6304 (ダイヤルイン)

電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp